神奈川県障害者雇用推進連絡会設置要綱

1 趣旨

本県における障害者雇用にかかる厳しい状況を打開するため、労働界、産業界及び行政 による情報交換を行うとともに、障害者雇用を進めるための取組について協議すること を目的として「神奈川県障害者雇用推進連絡会(以下「連絡会」という。)」を設置する。

2 構成

- (1) 連絡会は、労・使・行政から別表1に定める構成員をもって構成する。
- (2) 情報交換のテーマにより関係者の出席を求めることができる。

3 座長

連絡会の座長は、互選とする。

4 幹事会

- (1) 連絡会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会の構成員は、労・使・行政から別表2に定める構成員をもって構成する。
- (3) 幹事会に座長を置き、座長は神奈川県産業労働局労働部長が務める。
- 5 連絡会の庶務は、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課において所掌する。

附則

この要綱は、平成18年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表]

日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長 自動車総連神奈川地方協議会議長 働 電機連合神奈川地方協議会議長 団 神奈川県教職員組合協議会議長 体 J A M 神奈川執行委員長 UAゼンセン神奈川県支部支部長 一般社団法人神奈川県経営者協会会長 使 一般社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭 用 神奈川県中小企業経営者協会理事長 者 一般社団法人神奈川経済同友会代表幹事 寸 神奈川県中小企業団体中央会会長 体 神奈川県商工会連合会会長 神奈川労働局長 神奈川県副知事 行 神奈川県教育長 神奈川県福祉子どもみらい局長 政 神奈川県産業労働局長 神奈川県教育局支援部長 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 神奈川障害者職業センター 所長

別表2

11111	. 2
労	
働	日本労働組合総連合会神奈川県連合会事務局長
団	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長
体	
	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事
使	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会専務理事
用	神奈川県中小企業経営者協会事務局長
者	一般社団法人神奈川経済同友会専務幹事
団	神奈川県中小企業団体中央会専務理事
体	神奈川県商工会連合会専務理事
	神奈川労働局職業安定部長
	神奈川県産業労働局労働部長
行	神奈川労働局職業安定部職業対策課長
	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長
政	神奈川県産業労働局労働部障害者雇用促進担当課長
	神奈川県教育局支援部特別支援教育課長
	神奈川県障害者雇用促進センター所長
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課長